二　次に掲げる負債　固定負債
［イ～ホ　略］
ヘ　リース負債のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト　資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
［略］
（注記表の区分）
第五十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
［一～十一　略］
十二　リースに関する注記
［十三～二十　略］
（リースに関する注記）
第六十六条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資法人以外の投資法人は、これらの事項の注記を要しない。
一　借手である場合　次に掲げる事項
イ　会計方針に関する情報
ロ　リース特有の取引に関する情報
ハ　当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報
二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項
イ　リース特有の取引に関する情報
ロ　当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報
2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資法人が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。
一　当該営業期間の末日における取得原価相当額
二　当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額
三　当該営業期間の末日における未経過リース料相当額
四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項
（金融商品に関する注記）
第六十六条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。
一　［略］
二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項
（賃貸等不動産に関する注記）
第六十六条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。
［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　［同上］
［イ～ホ　同上］
［号の細分を加える。］
ヘ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト　［同上］
（注記表の区分）
第五十八条　［同上］
［一～十一　同上］
十二　リースにより使用する固定資産に関する注記
［十三～二十　同上］
（リースにより使用する固定資産に関する注記）
第六十六条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である投資法人が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
一　当該営業期間の末日における取得原価相当額
二　当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額
三　当該営業期間の末日における未経過リース料相当額
四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
（金融商品に関する注記）
第六十六条の二　［同上］
一　［同上］
二　金融商品の時価に関する事項
（賃貸等不動産に関する注記）
第六十六条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［一・二　同上］